受 625号
26.7.22
小郡三井医師会

福県医発第1133号（地）
平成26年7月18日

各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会
会長 松 田 峻一良
（公印省略）

「改定診療報酬点数表の概要」（早見表）の訂正について

平成26年3月20日号の日医ニュースの付録として日本医師会より送付されておりました「改定診療報酬点数表の概要」（いわゆる早見表）において、下記の通り誤りがあった旨、別紙のとおり日本医師会より通知が参りましたのでご連絡申し上げます。

つきましては、お手持ちの早見表を訂正くださいますよう、会員各位へ周知方よろしくお願いいたします。

なお、本件につきましては、日本医師会ホームページのメンバーズルーム中、医療保険の「診療報酬改定に関する情報〈平成26年度〉」に掲載が予定されておりますことを申し添えます。

記

訂正箇所	在宅時医学総合管理料および特定施設入居時等医学総合管理料	
訂正内容	誤	・通院が困難である患者に対し、計画的な医学管理の下に月２回以上の定期的な訪問診療（往診を含む）を行っている場合
	正	・通院が困難である患者に対し、計画的な医学管理の下に月２回以上の定期的な訪問診療~~（往診を含む）~~を行っている場合

小郡三井医師会より

医療保険担当理事　山下拓郎
会長　廣瀬真恵

事務連絡（保 73）
平成 26 年 7 月 11 日

都道府県医師会
事務局長 殿

日本医師会医療保険課

「改定診療報酬点数表の概要」（早見表）の訂正について

平成 26 年 3 月 20 日号の日医ニュースの付録として送付いたしました「改定診療報酬点数表の概要」（いわゆる早見表）におきまして、誤りがございました。

訂正内容は下記のとおりでございますので、貴会会員への周知方につきご協力賜りますようお願い申し上げます。

なお、本件につきましては、都道府県医師会宛文書管理システム及び日本医師会ホームページのメンバーズルーム中、医療保険の「診療報酬改定に関する情報 ＜平成 26 年度＞」に掲載を予定しております。

ご迷惑をお掛けしまして誠に申し訳ございませんが、何卒よろしくお願い申し上げます。

記

訂正箇所	在宅時医学総合管理料および特定施設入居時等医学総合管理料	
訂正内容	誤	・通院が困難である患者に対し、計画的な医学管理の下に月２回以上の定期的な訪問診療（往診を含む）を行っている場合
	正	・通院が困難である患者に対し、計画的な医学管理の下に月２回以上の定期的な訪問診療~~（往診を含む）~~を行っている場合

以上